議事要旨(5) 税効果会計専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、税効果会計専門委員会における検討状況について概略の説明があり、続いて前田ディレクターより、説明資料[審議事項(5)－1から(5)－4]に基づき詳細な説明があった。

説明に対する委員からの主な意見及び質問と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。
  - 監査委員会報告第 70 号は、監査委員会報告第 66 号の公表後に追加された取扱いであるため、平仄を合わせる形で見直すのが良いと考える。
  - 課税所得の見積年数については、将来の課税所得の見積りが可能であれば 5 年超も許容することが実態を表すことになるのではないかと考える。
- これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。
  - 監査委員会報告第 70 号の取扱いに関連する論点は、影響が大きい可能性もあるため、経緯や整合性を踏まえ慎重に検討する。見積年数に関する論点についても、影響を考慮して慎重に検討する。

- ある委員より、次の意見及び質問があった。
  - ケーススタディに基づく検討を実施しておくことは良いと思う。しかしながら、監査委員会報告第 66 号に対する不満の原因がその運用にあることを踏まえると、この検討の方法では議論が進まないと感じる。今後、どのように進めていくのか確認したい。
- これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。
  - 今後は、内容を変更した場合の影響や、監査上の取扱いから会計基準へ変わることによる問題意識の変化などを考慮したうえで、詳細な論点に着手する前に大きな方向性を決定する必要があると考えている。

- ある委員より、次の意見があった。
  - 監査委員会報告第 66 号に関する論点については、これまでの議論である程度意見は出尽くしたと感じている。今後は、重要な繰越欠損金や見積可能年数などに焦点を当てて議論してはどうかと考える。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。